

利根町告示第 57 号

令和 3 年第 3 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 23 日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招 集 の 日 令和 3 年 9 月 2 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和3年第3回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	9. 2	木	本 会 議	開会 所信表明 代表質問 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙 提出議案説明 決算審査特別委員会付託	午前10時
2	9. 3	金	休 会	議案調査	
3	9. 4	土	休 会	議案調査	
4	9. 5	日	休 会	議案調査	
5	9. 6	月	休 会	議案調査	
6	9. 7	火	本 会 議	一般質問（4人）	午前10時
7	9. 8	水	本 会 議	一般質問（4人）	午前10時
8	9. 9	木	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
9	9. 10	金	休 会	議案調査	
10	9. 11	土	休 会	議案調査	
11	9. 12	日	休 会	議案調査	
12	9. 13	月	委 員 会	決算審査特別委員会	午前10時
13	9. 14	火	委 員 会	決算審査特別委員会	午前10時
14	9. 15	水	委 員 会	決算審査特別委員会	午前10時
15	9. 16	木	委 員 会	決算審査特別委員会	午前10時
16	9. 17	金	休 会	議案調査	
17	9. 18	土	休 会	議案調査	
18	9. 19	日	休 会	議案調査	
19	9. 20	月	休 会	議案調査	
20	9. 21	火	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

令和 3 年第 3 回
利根町議会定例会会議録 第 1 号

令和 3 年 9 月 2 日 午前 1 0 時開会

1. 出席議員

2 番	山 崎 誠一郎 君	8 番	井 原 正 光 君
3 番	片 山 啓 君	9 番	五十嵐 辰 雄 君
4 番	大 越 勇 一 君	1 0 番	若 泉 昌 寿 君
5 番	石 井 公一郎 君	1 1 番	船 川 京 子 君
6 番	石 山 肖 子 君	1 2 番	新 井 邦 弘 君
7 番	花 嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

な し

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜 章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総務課長兼防災危機管理課長	飯 塚 良 一 君
政 策 企 画 課 長	川 上 叔 春 君
財 政 課 長	蜂 谷 忠 義 君
税 務 課 長	大 越 達 也 君
住 民 課 長	久保田 政 美 君
福 祉 課 長	三 好 則 男 君
子 育 て 支 援 課 長	花 嶋 みゆき 君
生 活 環 境 課 長	飯 田 喜 紀 君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直 江 弘 樹 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	青 木 正 道 君
会 計 課 長	田 口 輝 夫 君
代 表 監 査 委 員	五十嵐 弘 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 聖 之
書 記	荒 井 裕 二

1. 会議録署名議員

6 番 石 山 肖 子 君

7 番 花 嶋 美清雄 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年9月2日（木曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 代表質問
- 日程第4 龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第4号 令和2年度利根町一般会計継続費の精算報告について
- 日程第6 議案第38号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第7 議案第39号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第8 議案第40号 利根町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第9 議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
- 日程第10 議案第42号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第43号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第44号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第45号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第46号 利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第47号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第48号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第49号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第50号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19	議案第51号	令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第52号	令和3年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第53号	令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第54号	財産の取得について
日程第23	議案第55号	令和2年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第24	議案第56号	令和2年度利根町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第25	議案第57号	令和2年度利根町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第26	議案第58号	令和2年度利根町営霊園事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第27	議案第59号	令和2年度利根町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第28	議案第60号	令和2年度利根町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第29	議案第61号	令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第30	議案第62号	和解及び損害賠償額の決定について
日程第31	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第32	休会の件	

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の件
日程第3	代表質問
日程第4	龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙
日程第5	報告第4号
日程第6	議案第38号
日程第7	議案第39号
日程第8	議案第40号
日程第9	議案第41号
日程第10	議案第42号
日程第11	議案第43号
日程第12	議案第44号
日程第13	議案第45号
日程第14	議案第46号
日程第15	議案第47号

日程第16 議案第48号
日程第17 議案第49号
日程第18 議案第50号
日程第19 議案第51号
日程第20 議案第52号
日程第21 議案第53号
日程第22 議案第54号
日程第23 議案第55号
日程第24 議案第56号
日程第25 議案第57号
日程第26 議案第58号
日程第27 議案第59号
日程第28 議案第60号
日程第29 議案第61号
日程第30 議案第62号
日程第31 諮問第1号
日程第32 休会の件

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回利根町議会定例会を開会いたします。

会議に入る前に申し上げます。去る7月4日に利根町長選挙が行われ、佐々木喜章町長が御当選されました。利根町議会を代表して、心からお祝いを申し上げますとともに、今後の活躍を御期待しております。

今定例会は、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、緊急事態宣言下での開会となりました。この利根町においても94名の陽性者が出ております。町民の皆様におかれましては、3密を避け、感染予防の徹底に御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、利根町議会といたしましても、ドアを開放し、ソーシャルディスタンスを保つ観点から、議員席及び執行部席並びに傍聴席の間隔を空けて運営することになりましたので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（新井邦弘君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

さきの町長選挙に峯山典明氏が立候補したため、公職選挙法第90条の規定により退職と

なり、これにより議席番号1番は欠員とし、利根町議会は11人体制となりました。

また、議会運営委員会に欠員が生じたため、閉会中において議長により9番五十嵐辰雄議員を指名いたしました。さらに、議会運営委員会において、副議長が欠員となったことにより互選が行われ、山崎誠一郎議員が副委員長に決定したとの報告を受けております。

次に、陳情4件受け付けております。

次に、町長から令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率報告書について報告がありました。

また、監査委員より、令和3年5月分から令和3年7月分の現金出納検査の結果報告がありましたので、それぞれの写しをタブレットの方に送付しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により

6番 石山 肖子 議員

7番 花 嶋 美清雄 議員

を指名いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月21日までの通算21日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、お手元に配付のとおりです。

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり、所信表明及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和3年第3回利根町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り、感謝申し上げます。

まず、先月ですが、横須賀地内で2歳のお子様が交通事故で亡くなるという悲しい事故がございました。この場をお借りいたしまして、亡くなられたお子様の御冥福をお祈りいたすとともに、御家族の方々にお見舞いを申し上げる次第でございます。今後はこのよう

な痛ましい事故が二度と起こらないよう、取手警察署をはじめ交通安全指導隊や交通安全協会の御協力のもと、より一層交通安全を呼びかけてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、そして、町民の皆様にもさらなる御協力をお願い申し上げる次第でございます。

さて、8月に閉幕いたしました東京オリンピック、また、開催されておりますパラリンピックでございますが、コロナ禍の厳しい環境の中、アスリートの方々たちが夢を追い、日の丸を背負い、競い合う姿は、未来を担う子供たちに夢と希望を与える一つの光になったと思っております。その中でも、この利根町に学校を構える日本ウェルネススポーツ大学4年生の稲見萌寧選手は、ゴルフ競技に出場され、銀メダルを獲得されました。ゴルフ競技でのメダル獲得は日本人初とのことです。まさに快挙であります。この場をお借りいたしまして、お祝いを申し上げます。稲見選手には今後の御活躍を、また、ウェルネススポーツ大学には今後の御発展を御祈念申し上げます次第であります。

それでは、定例会の開会に当たり、私の所信の一端と町政運営の状況について申し述べさせていただきます。

さきの町長選挙におきましては、多くの町民の皆様からの温かい御支援により、引き続き、町長としての重責を担わせていただくことになりました。大変光栄に思いますと同時に、町政を預かる責任の大きさに、改めて身の引き締まる思いであります。

私は、4年前の町長就任以来、町が抱える諸課題の解決に向け、「スピード感を持って」をモットーに積極的に取り組んでまいりました。今後は、これらの事業の目的を達成させること、また、利根町のさらなる発展を目指し、町政運営に全力で取り組んでいく所存であります。

皆さん御承知のとおり、今、最も優先しなければならない課題は、新型コロナウイルス感染症への対応であります。現在、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症ですが、長期化する自粛生活により、社会経済や私たちの生活にも計り知れない影響を及ぼしております。

内閣府の8月の月例経済報告によると、景気全体については、「依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している」という判断を3か月連続で据え置きました。また、先行きについては、各地で緊急事態宣言が出されたことを踏まえ、「感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」とし、景気への影響に警戒感を示しています。

町の状況ですが、現在、茨城県には緊急事態宣言が発令され、利根町でも、ほぼ毎日のように感染が報告されております。変異株の猛威による重症化リスクは高まり、県では、病床の逼迫に対応するため病床数を拡大し対応しているところですが、今、我々一人一人ができることは、「感染しない」「感染させない」ことだと思っております。

自宅療養を強いられ、症状の急激な悪化による死亡例もあります。マスク着用など感染

対策はもちろんですが、ワクチン接種により、感染リスクは相当減らせます。もし、感染したとしても重症化リスクが減るとも言われております。強制はできませんが、健康上の理由から、ワクチンを打てない人を除き、1日も早いワクチン接種をお願いしたいと思っております。

それでは、今後4年間の町政運営の基本的な考え方について申し上げていきたいと思っております。

マニフェストでもお示しいたしましたとおり、私は「まちづくり」の基本姿勢として、「災害に強く人にやさしいまち」「健康で元気あふれるまち」「子育てと教育のまち」「活力あるみんなが集まるまち」「町民が主役のまち」これら五つの柱を掲げ、明るい未来につながるまちづくりを目指してまいります。

まず、一つ目の「災害に強く人にやさしいまち」についてですが、近年、全国各地で地震や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生していることから、これらの大規模災害に備えるため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた防災対策の強化を図ってまいります。また、被害を最小限にするために、自助・共助・公助の連携が重要となります。自主防災組織による地域防災力を高め、地域と連携した防災体制の強化を図ってまいります。さらに、誰もが安全、安心、快適に暮らすことができるよう、緊急車両の通行できない道路などの拡幅整備や自動車、自家用車を持たない高齢者の方などが、安心して外出できるよう、ふれ愛タクシーや福祉バスの利便性向上に向けた取組を進めてまいります。

二つ目の「健康で元気あふれるまち」については、先ほども申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症対策を最優先することはもちろんのこと、町の財産である町民の「元気」をサポートし、さらなる健康寿命の延伸を目的とした施設の整備または誘致を検討するなど、町民一人一人が心身の健康の大切さを認識し、積極的に健康づくりに取り組んでいけるよう支援してまいります。

三つ目の「子育てと教育のまち」については、令和5年4月の小学校統合に向けた学校環境の整備やICT教育の推進、英語教育の充実を図ってまいります。また、統合により、小・中学校ともに1校となりますので、なお一層の小中連携、小中一貫教育を推進し、学力の向上や豊かな心、健やかな体の育成に努めてまいります。統合によって生じた学校跡地については、学校跡地利活用検討委員会で今後議論していくこととなりますが、地域住民の交流の拠点や健康増進施設、子供が安心して遊べる場所として利用できるようにしたいと考えています。

四つ目の「活力あるみんなが集まるまち」については、町の基幹産業である農業の発展に向け、農地の基盤整備事業の推進や地場産品の販路拡大を図ってまいります。また、インキュベーション施設の整備など商店街の活性化につながる取組や、観光資源の発掘・活用など、町の魅力を高め、町内外へ情報発信し、町民の皆様が地域で活躍できる、活力あるまちづくりを進めてまいります。

五つ目の「町民が主役のまち」については、まちづくりの主役である町民の皆様が、町のことを詳しく知り、多くの方がまちづくりに参加できるよう、積極的に行政情報を発信してまいります。また、町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、その声を町政に反映させる対話型行政の推進に取り組んでまいります。

私は就任以来、「築こうあなたと未来の利根町」を目標に掲げ、明るい未来につながるまちづくりを進めてまいりました。新型コロナウイルス感染拡大の影響や急速な人口減少、少子高齢化の進展など、当町を取り巻く情勢は、厳しい状況が続いております。

しかし、私は、どのような状況下においても、町が直面する課題一つ一つに真摯に取り組む、全身全霊を注いで町政運営に取り組む所存でございます。議員の皆様並びに町民の皆様におかれましても、町政運営への特段の御理解と御支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。

続きまして、本定例会は決算認定の議会でもありますので、ここで令和2年度の決算状況について申し上げます。

令和2年度の普通会計決算ですが、決算統計ベースで、歳入総額は82億2,596万3,000円、歳出総額は79億9,096万7,000円となり、翌年度に繰越すべき財源を除く実質収支は2億1,056万5,000円となりました。

歳出状況を性質別に見ますと、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費は、前年度と比較して1億5,301万2,000円の増で、全体の33.4%を占めております。

義務的経費以外の経費では、「補助費等」が国の特別定額給付金給付により、対前年度比18億6,850万円の増で、全体の32.8%を占めております。次いで「物件費」が全体の10.9%を占め、対前年度比1億2,292万円の増となっております。

一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を表す公債費負担比率につきましては、令和2年度は7.1%で、前年度と比べ0.8%改善しました。また、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率につきましても88.5%と、前年度に比べ5.3ポイント改善しました。

次に、財政の健全化を判断する上で大切な指標であります健全化判断比率を見ますと、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、黒字のため算定されませんでした。実質公債比率につきましては、令和2年度は1.8%で早期健全化基準の25%、財政再生基準の35%を大きく下回っております。将来負担比率につきましては、将来負担額よりも充当可能財源の額が上回ったため、算定されておられません。

このような中でも、自主財源の確保はなかなか難しい状況にありますので、今後も引き続き、さらなる行財政改革と創意工夫により健全な財政運営を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、過疎地域持続的発展計画の策定についてや条例の制定及び

一部改正，令和２年度決算認定の件をはじめ，報告１件，議案25件，諮問１件について御審議をお願いするものであります。

報告第４号は，令和２年度利根町一般会計継続費の精算報告についてで，地方自治法施行令第145条第２項の規定により報告するものであります。

議案第38号は，令和３年度利根町一般会計補正予算（第３号）の専決処分についてで，歳入歳出それぞれ1,790万1,000円を追加し，総額を58億9,127万円とするものであります。

議案第39号は，令和３年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の専決処分についてで，施設勘定の歳入歳出にそれぞれ249万4,000円を追加し，総額を１億3,584万3,000円とするものであります。

議案第40号は，利根町過疎地域持続的発展計画の策定についてで，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により，この計画を策定したいので提案するものであります。

議案第41号は，利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例で，過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い，固定資産税課税免除措置を講じることにより，過疎地域の持続的発展の支援に資するため，新たに条例を制定したいので提案するものであります。

議案第42号は，利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例で，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により，個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除する必要があるため提案するものであります。

議案第43号は，利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で，国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により，町の基準を改めたいので提案するものであります。

議案第44号は，利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で，国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により，町の基準を改めたいので提案するものであります。

議案第45号は，利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で，都市公園の利便性向上を図るため，都市公園内における物品の販売を許可制としたいので提案するものであります。

議案第46号は，利根町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例で，消防団員の定数を適正数に改めるほか，字句，名称等を改めたいので提案するものであります。

議案第47号は，令和３年度利根町一般会計補正予算（第４号）で，歳入歳出それぞれ３億3,332万9,000円を追加し，総額を62億2,459万9,000円とするものであります。

議案第48号は，令和３年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）で，事業勘

定の歳入歳出にそれぞれ4,215万1,000円を追加し、総額を21億3,273万9,000円とし、また、施設勘定の歳入歳出にそれぞれ475万1,000円を追加し、総額を1億4,059万4,000円とするものであります。

議案第49号は、令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ1,789万6,000円を追加し、総額を3億1,220万5,000円とするものであります。

議案第50号は、令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ17万1,000円を追加し、総額を750万8,000円とするものであります。

議案第51号は、令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ5,144万5,000円を追加し、総額を15億3,532万7,000円とするものであります。

議案第52号は、令和3年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ188万5,000円を追加し、総額を1,462万7,000円とするものであります。

議案第53号は、令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ419万9,000円を追加し、総額を5億4,284万1,000円とするものであります。

議案第54号は、財産の取得についてで、小型動力消防ポンプ積載車を取得したいので議会の議決により付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

議案第55号から議案第61号までは、令和2年度の利根町一般会計、利根町国民健康保険特別会計、利根町公共下水道事業特別会計、利根町営霊園事業特別会計、利根町介護保険特別会計、利根町介護サービス事業特別会計、利根町後期高齢者医療特別会計のそれぞれの歳入歳出決算認定の件で、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第62号は、和解及び損害賠償額の決定についてで、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてで、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を聞くために提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 所信表明及び総括説明が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第3、代表質問を行います。

会派令和デモクラシー大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） おはようございます。利根町議会会派令和デモクラシーの大越勇一です。

8月20日から、茨城県に国の緊急事態宣言が発令されました。命を救うため、町民が一

丸となった行動抑制を実施する必要があります。特に40代から50代の方は、ワクチン接種が済んでいない限り、出勤、外出を極力自粛していただきたいと思います。また、医療従事者の皆様には、大変お世話になっております。心より感謝申し上げます。

それでは、代表質問を行います。

佐々木町長、圧倒的な強さでの2期目の当選おめでとうございます。町長就任後の1期、4年が経過しました。この4年間で、後半は新型コロナウイルスの流行など、厳しい状況もあったと思います。しかしながら、新型コロナウイルス特別給付金10万円についても、町民目線に立って取り組んでいただき、茨城県内で最高の給付率を上げるなど、スピーディーに対応していただきました。また、中小企業支援にも素早く取りかかり、尽力され、飲食店をはじめ経営者の方は大変喜んでおります。

4年前の公約である教育行政の見直しでは、英語教育の充実を図りました。

高齢者の足の確保では、御自身の給料を半額にして福祉バスを増便し、全国で2番目に給料が安い町長と話題にもなりました。

対話型行政の実践では、町長への手紙やランチミーティングを行い、町民の皆様の生の声を聞き、行政運営に努めました。

農業に活力では、成田空港での空市や上野駅での米の販売など、トップセールスを行い、利根町産米の知名度を向上させました。

防災についても、牛久市と広域避難に関する覚書を締結し、株式会社カスミと災害時の物質の供給協力に関する協定を締結し、防災に備える取組を行いました。

また、地方創生臨時交付金では、町内36地区に100万円を助成し、新型コロナウイルス感染症の対策として、各地区の集会施設を分散避難所として使用できるようにしたことにより、各地区の集会施設は様々な修繕を行うことができました。多くの町民の喜びの声が聞かれ、私といたしましても、交付金を上手に活用した事業だと感じると同時にうれしく思いました。

そのほか、様々な事業や施策を推進してきました。まさに町長の手腕が垣間見れたと感じております。

利根町は少しずつよい方向に向かっていると実感しておりますが、改めて、これまでの取組をどのように評価しているのか、伺います。

○議長（新井邦弘君） 質問に対する答弁を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、令和デモクラシー大越議員の質問にお答えをいたします。

平成29年7月の町長就任以来、町民が居住地や出身地を尋ねられて、利根町ですと誇りを持って答えられる、子供からお年寄りまで笑顔が絶えない、町民みんなが喜びや悲しみ

を共有できる、そうした「やさしいまち」にしたいという考えのもと、政策公約の実現に向けて全力で取り組んでまいりました。

4年前の選挙では、「教育行政の見直し」「高齢者の足の確保」「対話型行政の実践」「農業に活力」「天災に備える意識向上」を公約として掲げ、これら五つの公約を実現するため、様々な事業を実施してまいりました。

教育面では、子ども英語教室を開講し、ストレスなく遊びながら英語と触れ合うような環境を提供することができるようになりました。また、義務教育では、ICT関連の環境整備、ALTの各校配置、現在進行中ですが、小中学校体育館へのエアコンの整備など、今やるべきことをスピード感を持って実施してきました。

そして、何ととっても、少子化に伴う小学校の統合です。年間の出生数から計算して、将来的には複式学級になってしまう学校があることを認知し、適正規模の学校配置が必要であると考え、素早く教育委員会に検討をお願いいたしました。教育委員会においても、小中学校適正配置等調査検討委員会を立ち上げ、また、諮問し、小学校1校に統合すべきとの答申を受けたことから、これを基に、保護者や教職員等にアンケート調査を実施いたしました。アンケートにおいては、子供たちの数が減っていく状況、また、将来的に複式学級になってしまうことを懸念し、地元の小学校を残したいという気持ちはあるが、統合することはやむを得ないという回答を多く得ることとなりました。

私といたしましても、その気持ちはよく分かります。できることなら、地元の学校を存続させ残してあげたいんです。でも、やはり少子化の波には逆らえません。子供たちのためには、どうしても統合が必要であると決断した次第です。

これまで教育委員会での検討、方針案の策定、パブリックコメントの実施、準備委員会の設立などを行い、本年第1回定例会では学校設置条例の改正案を提案したところ、可決をしていただきました。令和5年度からは、利根町の小学校は利根小学校1校となります。現在は、開校に向けての準備事業を進めているところでございます。一方、閉校となる文小学校と文間小学校につきましては、地域の方々が利用できるような施設への転換を考えておりまして、現在、検討委員会を立ち上げ、検討を開始したところでございます。

福祉関係につきましては、公約どおり、福祉バスの購入相当額分を、私の給料を減額することにより、1台増車することができました。また、買い物弱者の方々の利便性向上のため、JA水郷つくばとの協力により、移動販売、福の助商店を開店することができました。一方で、予測し得ない事態も発生しました。それは、ヤオコー利根店の撤退です。町民の方々からは継続を望む声が多く、町としても何とかしなければならないという思いでした。結果としては、ヤオコーは撤退しましたが、その代わりスーパーカスミを誘致することができました。ヤオコーの撤退からカスミの開店まで3か月という異例のスピードで誘致できたことは、町民の方々の熱意と関係者の方々の御尽力によるものと、大変ありがたいと思っております。

対話型行政につきましては、町長への手紙、ランチミーティングに取りかかり、気軽に何でも話せる環境を整えました。また、自治基本条例につきましては、大学の専門家の先生や公募による町民の方々を中心に、既に3年ほど検討を行ってまいりました。これは行政側からの提案を受けて、よしあしを決めるのではなく、委員の方々が自分たちの意見を持って話し合い、議論し、結論を出すという、実に丁寧な手法を使っているため時間がかかっておりますが、まちづくりの基本理念として、町の憲法に位置する条例を作成しておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

農業関係では、地元野菜を町民に知っていただくため、毎月第3月曜日に、地元農家の方々による野菜の直売を行っていただくようにしました。顔の見える、生産者と町民の方々のつながりは大切にしていきたいと考えております。また、販売ということでは、町の特産であるお米の販売を、成田の空市、上野駅での直売、箱崎のエアターミナルなどで行っております。私も同行し、販売を行ってまいりました。実際に現地でしか感じられないこともたくさんありますので、これからも進んでトップセールスを行っていききたいと考えております。

最後に、防災関係では、緊急車両の通れない狭隘道路の拡幅工事に取りかかりました。制度設計からになりましたが、現在、用地交渉がほぼ完了し、また、排水整備が完了したところであります。また、利根川の氾濫を想定し、牛久市への避難を可能にしました。これは利根町から打診をしたところ、牛久市の方で、より積極的に、また好意的に受入れ体制を整えてくれたことから実現し、覚書の締結に至ったものです。

想定外の出来事は、今も渦中である新型コロナウイルス感染症の拡大です。昨年1月には、コロナウイルスが何ものか分からない状況から始まり、感染者の増減を繰り返しながら、いまだに収束の気配がありません。町では、町民に注意喚起するとともに、いち早く町民一人一人に10万円を交付、また、各地区への分散避難所整備補助金100万円を補助し、集会所施設の整備や防災設備の購入に充てていただきました。現在は、医療が逼迫する中、ワクチンの接種が進められておりますが、何よりも感染しない、感染させないことが重要だと考えております。そのためには、今できることは全てやるという覚悟であります。そのため御不便をおかけしていますが、公共施設の利用も12日まで利用を中止とさせていただいたところであります。

このように、4年間でできることは全てやったと思っております。これも町民の方々や議員の皆様方の理解と職員の協力があつたからこそと考えております。町民の方々からは、利根町は変わってきたと、明るくなってきたよという声もたくさんいただきました。こういう声はとてうれしいです。こういう言葉をいただきますと、私といたしましても、利根町は着実に前進しているんだなと感じているところであり、一生懸命に進んできたこの4年間を振り返ると、自分自身に対しても高い評価を与えてもよいのではないかなと思っております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） まさに利根町は、佐々木町長になってよい方向に変わってきました。職員が明るくなり、笑顔での対応が増えました。職員が明るくなることは、職場も明るくなり、仕事にやる気が出ます。やる気が出れば、楽しく、スピーディーに仕事ができ、住民サービスが向上します。佐々木町長の人柄が役場を変え、利根町を明るくしたのだと思います。さらなるリーダーシップを期待して、次の質問に移ります。

今後4年間の町政運営の基本的な考えについて伺います。

「築こうあなたと未来の利根町」を目標に掲げ、明るい未来につながるまちづくりに取り組んできたこと。また、今後の取組として、まちづくりの基本姿勢5本柱についてお聞かせいただきました。

本町では、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」を目指し、新たなまちづくりをスタートさせるため、2019年度から12年間を計画期間とする総合振興計画を策定しました。佐々木町長のマニフェストは、まさに総合振興計画そのものであります。少子高齢化と人口減少が著しい利根町にとって、どの柱も欠かすことのできない重要な課題だと感じました。

そこで、マニフェスト、五つの柱について伺います。

一つ目の「災害に強く人にやさしいまち」として、防災体制の強化や道路交通などに取り組むとされておりますが、具体的にどのような考えをお持ちなのか伺います。

二つ目の「健康で元気あふれるまち」として、町民の方が積極的に健康づくりに取り組んでいける支援について伺います。

三つ目の「子育てと教育のまち」として、英語教育、ICT教育の充実と、小中一貫校の推進、学校跡地にも触れておりましたが、具体的にどのような考えをお持ちなのか伺います。

四つ目の「活力あるみんなが集まるまち」として、農業の発展とインキュベーション施設の整備など、まちづくりの考え方を伺いましたが、具体的にどのような考えをお持ちなのか伺います。

五つ目の「町民が主役のまち」として、町民の声に耳を傾け、対話型行政の推進とありますが、どのように取り組むのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 防災体制の強化としましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営訓練、利根川の氾濫に備えた牛久市への広域避難訓練、町と地区との防災訓練などを実施するとともに、防災士や自主防災組織の育成強化により、共助による地域の防災力の強化を図り、複雑かつ大規模化する災害に対応してまいります。

道路交通といたしましては、安全でより快適な住環境の形成に向け、幹線道路や緊急車両の通行できない道路の拡幅整備を引き続き実施してまいります。また、町民の足でもあ

るふれ愛タクシーや福祉バスについては、利用者の声を反映させた運営方法の見直しなどにより、利便性の向上を図ってまいります。さらに、茨城県による過疎代行事業である早尾台ともえぎ野台を結ぶ町道103号線延伸事業については、県と協力し、早期完成に向け、事業を推進してまいります。

二つ目の「健康で元気あふれるまち」としては、当町では、これまでも様々な健康づくりの強化につながる取組を行ってまいりました。日頃の生活習慣を見直し、意識して体を動かすこと、周囲とのコミュニケーションを取ること、生きがいを持てる社会をつくることなどが健康寿命の延伸につながると考えております。そういった場所やきっかけを提供することで、住み慣れた地域で、健康で、安心して暮らしていくことができるのではないかと思います。

そこで、これまで支援してきた事業については継続しつつ、積極的な健康づくりを支援する拠点として、誰もが気軽に運動できる健康増進施設の整備、または誘致を考えております。健康増進施設については、統合によって生じた学校跡地の利活用も含め、実現に向けた検討を行っていきたいと考えております。

「子育てと教育のまちに」ついてですが、小中連携、小中一貫教育を推進するとともに、ICT教育や英語教育の充実を図ることにより、豊かな教育環境づくり、また、特色ある学校教育の推進、さらには質の高い教育の提供など、個性を伸ばしつつ、国際社会や多様化する社会に対応できる子供たちを育てていきたいと考えております。

また、学校跡地の利活用につきましては、先ほども申しあげましたように、健康増進施設としての活用を検討するほか、町や地域の方にとって身近な施設としての利活用を考えております。利活用の検討に当たりましては、町民の方も含めた学校跡地利活用検討委員会を立ち上げ、具体的な検討を開始したところであります。

「農業の発展」といたしましては、農地の基盤整備事業の推進や地場産品の販路拡大により、魅力ある農業振興に取り組んでまいります。インキュベーション施設の整備につきましては、企業家への総合支援の一環として、町が空き店舗などを利用したチャレンジショップの整備を行います。これにより、空き店舗を解消しつつ、町内商店街の再生と活性化を目指していきたいと考えております。

「対話型行政の推進」といたしましては、現在も行っております町長への手紙、ランチミーティングなどは身近な声を聞くことができるとともに、忌憚のない会話が可能で、今後も継続してまいります。このほか、少人数の団体やグループを対象として行っている出前講座は、町民の方々の勉強会として、また、全町民を対象とした町政懇談会は、町政の現状や制度などを説明し、意見交換の場を設けるなどして、行政側の一方通行にならないよう配慮してまいります。

町では現在、自治基本条例の制定に向け、町民の方々を含む検討委員会で検討を行っていただいております。この条例は、住民自治の基本原則やまちづくりの基本となる理念を

明らかにし、町民、町議会及び町のそれぞれの権利や責務、役割などの基本的なルールを定めるものですので、この条例が施行されれば、それぞれの立場を踏まえつつも、より一体感のあるまちづくりが進められるものと考えております。

さきの選挙において掲げました五つの柱は、まちづくりの将来像である「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現にもつながるものと考えておりますので、町民の皆様、議員の皆様の御協力のもと、スピード感を持って町政運営に当たってまいります。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 佐々木町長の利根町に対する熱い気持ちがよく分かる、素晴らしい内容の答弁でした。町長がおっしゃるとおり、町民の皆様、そして、私たち議員も私利私欲をなくして、利根町の発展のために一丸となって「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向かって進んでいきたいと思っております。さらなる躍進と、佐々木町長のスピーディーな判断力、行動力に期待します。

以上で代表質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 代表質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第4、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員の選挙を行います。

欠員により1人を選挙します。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認めます。

それでは、龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に船川京子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した船川京子議員を当選人と定めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、船川京子議員が龍ヶ崎地方衛生組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選された船川京子議員、挨拶をお願いいたします。

〔11番船川京子君登壇〕

○11番（船川京子君） ただいま当選させていただきました船川京子です。真剣に誠実に取り組ませていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 挨拶が終わりました。

暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 10 分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第 5，報告第 4 号 令和 2 年度利根町一般会計継続費の精算報告についての説明を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 報告第 4 号 令和 2 年度利根町一般会計継続費の精算報告についてを補足して御説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

款 2 総務費，項 1 総務管理費，事業名が財務会計システム改修業務委託でございまして、令和元年度から令和 2 年度までの 2 か年の継続事業が終了したことにより、報告するものでございます。全体計画の総額が 840 万円，最終支出済額は 839 万 9,050 円でございます。

裏面をお願いします。

款 2 総務費，項 2 徴税費，事業名が令和 3 年度基準評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託でございまして、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年の継続事業が終了したことにより、報告するものでございます。全体計画の総額が 1,574 万 2,000 円，最終支出済額は 1,512 万円でございます。

款 3 民生費，項 1 社会福祉費，事業名が地域福祉計画策定業務委託でございまして、令和元年度から令和 2 年度までの 2 か年の継続事業が終了したことにより、報告するものでございます。全体計画の総額が 352 万円，最終支出済額も同額で 352 万円でございます。

なお、年度ごとの年割額，支出済額，年割額と支出済額の差につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 報告が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第 6，議案第 38 号 令和 3 年度利根町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について及び日程第 7，議案第 39 号 令和 3 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分についてを一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第 38 号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第 38 号，令和 3 年度利根町一般会計補正予算（第 3 号）についてを補足して御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年7月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告するとともに、承認を求めるため提案するものでございます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款14国庫支出金、目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金は1,790万円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン接種費用が当初見込みより増加することによる国庫負担金の増額となります。補助率は10分の10でございます。接種費用の増額の詳細につきましては、歳出で説明いたします。

次に、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金は1,000円を増額するもので、今回の補正予算の財源調整による繰入れでございます。

続きまして、歳出でございますが、款4衛生費、目2予防費は1,790万1,000円を増額するもので、新型コロナウイルスワクチン接種対象者について、12歳から15歳の方が追加されたことと及び65歳以上の接種率が当初見込みより高いことにより、接種数を2,335回分増やすための費用の増額、あと、国において、個別接種促進策として新たに時間外接種及び休日接種の接種費用の加算が行われることによる増額となります。

なお、時間外加算及び休日加算の費用については、それぞれ4,000回分を見込んでおります。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第39号についての補足説明ですが、直江課長は足を負傷しているため、今定例会においては登壇せず、自席での発言を許します。

直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第39号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを補足して御説明を申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年6月18日付で専決処分をしたので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。

施設勘定について御説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は609万8,000円を減額するもので、余剰金が出ましたので、基金繰入金の一部を繰り戻すものでございます。

款6諸収入、項2雑入、目1雑入は859万2,000円の増額でございます。これは新型コロナウイルス接種料4,151件を見込んでおります。接種期間は本年5月から令和4年2月までと想定しております。1件当たり2,070円による収入の増額でございます。

7ページを御覧ください。

次に、歳出でございますが、款 1 総務費，項 1 施設管理費，目 1 一般管理費，節 12 委託料は 184 万 8,000 円を増額するもので、これは新型コロナウイルス接種により、受付窓口業務及び電話対応に伴う事務業務量が増えたことから、事務職員 1 名の増員による業務委託でございます。

次に、節 17 備品購入費は 64 万 6,000 円を増額するもので、新型コロナウイルス感染対策の一環として、受付窓口電子カルテシステム用パソコン 1 台を購入するによる増額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第 38 号及び議案第 39 号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の 9 月 21 日に質疑，討論，採決したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第 8，議案第 40 号 利根町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、補足説明を求めます。

川上政策企画課長。

〔政策企画課長川上叔春君登壇〕

○政策企画課長（川上叔春君） それでは、議案第 40 号 利根町過疎地域持続的発展計画の策定について補足して御説明申し上げます。

この計画策定につきましては、提案理由にありますとおり、本年 4 月 1 日に施行されました新たな過疎法である、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 2 条第 1 項第 1 号の規定により、本町が引き続き過疎地域に指定されたことから、同法第 8 条の規定により、過疎地域の持続的発展に関する施策等を決定し、推進していくため、利根町過疎地域持続的発展計画を策定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、別紙、利根町過疎地域持続的発展計画に沿って御説明いたします。

まず、1 ページから 6 ページまでは基本的な事項としまして、（１）利根町の概況，（２）人口及び産業の推移と動向，（３）行財政の状況について記載しております。

7 ページでは、（４）で地域の持続的発展の基本方針を記載しております。基本方針では、町の最上位計画である総合振興計画に基づいた具体的な施策や総合戦略に基づき、人口減少対策に関する具体的な施策を引き続き進めるとともに、本計画に基づいて行う事業の財源として、過疎対策事業債を活用し、将来にわたって持続可能な地域づくりを目指すとしております。

（５）では、地域の持続的発展のための基本目標を記載しております。この基本目標は、人口減少率が過疎地域の指定要件とされていることから、人口目標が必須であるため、人

口に関する目標を設定したものでございます。

（６）は、計画の達成状況の評価に関する事項を記載しており、本計画の達成状況は毎年度評価を行い、町議会へ報告後、町公式ホームページ等で公表することとします。

８ページでは、（７）で計画期間を記載しております。新たな過疎法は令和13年３月31日までの10年間の時限法であります。本計画は前期計画として令和３年４月１日から令和８年３月31日までの５か年間としております。

（８）では、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

９ページから11ページまでは、２番、移住、定住、地域間交流の促進、人材育成でございます。ここでは、移住、定住、地域間交流、人材育成の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、新築マイホーム取得助成金支給件数など、三つの項目を設定しており、計画では、利根w e l c o m eプロジェクトなど、八つの事業内容を記載しております。

12ページから16ページまでは、３番、産業の振興でございます。ここでは、農業、地場産業、企業誘致、起業の促進、商業、観光、レクリエーションの現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、認定農業者数など四つの項目を設定しており、計画では、利根北部地区基盤整備事業など11の事業内容を記載しております。

16ページの（４）産業振興促進事項では、産業振興促進区域を利根町全域として、業種を製造業、農林水産物販売業、旅館業、情報サービス業として、計画期間は本計画と同様としております。なお、産業振興促進事項に明記しました業種は新たな過疎法で位置づけられておりまして、条例を制定し、一定の要件を満たす事業者の固定資産税を免除した場合は、免除した額の75%が地方交付税で減収補填されることになります。そのため、今期定例会において、別途利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を提案してございます。

次に、（５）では、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

17ページから18ページまでは、４番、地域における情報化でございます。ここでは、情報化の推進の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、オープンデータの公開件数を設定しており、計画では、デジタルサイネージ整備事業など五つの事業内容を記載しております。

19ページから23ページまでは、５番、交通施設の整備、交通手段の確保でございます。ここでは、道路交通の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、道路維持管理工事延長など四つの項目を設定しており、計画では、町道112号線改良、測量、設計、評価、買収補償など36の事業内容を記載しております。また、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

24ページから27ページまでは、６番、生活環境の整備でございます。ここでは、水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、消防防災体制及び施設、公園の現況と問題点、その

対策を記載しております。数値目標としましては、給水普及率の向上など三つの項目を設定しており、計画では、污水管渠調査業務委託など16の事業内容を記載しております。また、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

28ページから32ページまでは、7番、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。ここでは、子育て環境の確保、高齢者の保健と福祉、障害者の保健と福祉、その他保健福祉センター等の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、地域子育て支援センター年間利用児童登録率など七つの項目を設定しており、計画では、がん検診、健康審査等事業など23の事業内容を記載しております。また、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

33ページから34ページまでは、8番、医療の確保でございます。ここでは、医療の確保、公益的な連携の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、夜間救急医療機関の体制維持など二つの項目を設定しており、計画では、利根町地域医療教育ステーション事業など五つの事業内容を記載しております。また、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

35ページから42ページまでは、9番、教育の振興でございます。ここでは、学校教育の充実、生涯学習の充実、社会教育施設等の整備の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、スクールソーシャルワーカーの相談において、事案が解決、または収束した割合など四つの項目を設定しており、計画では、小学校統合改修工事設計業務委託など66の事業内容を記載しております。また、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

43ページは、10番、集落の整備でございます。ここでは、空き家対策の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、空き家全体のうち、適正に管理されている空き家の割合など二つの項目を設定しており、計画では、空き家子育て活用促進奨励金など二つの事業内容を記載しております。

44ページから45ページまでは、11番、地域文化の振興等でございます。ここでは、芸術文化の振興等、資料館等の施設の整備の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、歴史民俗資料館の来館者数を設定しており、計画では、利根地固め唄保存会補助金など三つの事業内容を記載しております。また、公共施設等総合管理計画との整合について記載しております。

46ページは、12番、再生可能エネルギーの利用の促進でございます。ここでは、再生可能エネルギーの利用の促進の現況と問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、太陽光発電システム設置費補助金交付件数を設定しており、計画では、太陽光発電システム設置費補助金など二つの事業内容を記載しております。

47ページから48ページは、13番、その他地域の持続的発展に関し必要な事項でございます。ここでは、利根町元気プロジェクト、結婚記念証交付事業、広報体制の強化の現況と

問題点、その対策を記載しております。数値目標としましては、町行政アプリのダウンロード件数を設定しており、計画では、利根町元気プロジェクトなど二つの事業内容を記載しております。

49ページから55ページまでは、過疎地域持続的発展特別事業分の事業計画でございまして、本計画の各分野における事業計画のうち、ソフト事業分を再掲載したものでございます。

計画書の説明は以上でございます。

なお、この計画の策定に当たりましては、素案の段階で議員の皆様にご説明申し上げ、御意見等を拝聴した後、パブリックコメントや県との事前協議を経まして、再度、議員の皆様にご説明申し上げたところでございます。非常にタイトなスケジュールにもかかわらず御協力をいただきましたこと、改めて御礼申し上げます。

この後、議会の議決をいただきましたら、公表した後、県を経由しまして、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣に提出することとなります。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第40号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月21日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第9、議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例から日程第14、議案第46号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第41号について、大越税務課長。

〔税務課長大越達也君登壇〕

○税務課長（大越達也君） それでは、議案第41号 利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

初めに、本条例の概要でございますが、令和3年4月1日より新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、利根町が引き続き過疎地域に指定されたことに伴い、利根町の産業振興促進区域内において一定の事業用資産を取得等をした製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等において、固定資産税を3年間、申請に基づき課税免除を行い、産業促進区域内での設備投資等を促進し、雇用の維持や創設に寄与することで、地域の持続的発展を図ろうとするものであります。

次に、条例の内容でございます。

第1条は、この条例の趣旨を定めたもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域の持続的発展に資する産業振興を効果的に促進するため、先ほど御説明のありました、利根町過疎地域持続的発展計画に掲げている産業振興促進区域内において特別償却設備を取得した製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等について、固定資産税を申請に基づき、課税免除を行うことについて必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、固定資産税の課税免除の規定について定めたもので、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに産業振興促進区域内において、特別償却設備の取得等したものについては、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得金額の合計額が対象業種である製造業、または旅館業が500万円、また、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円を超える取得額となつてございます。

なお、農林水産物等販売業及び情報サービス業等につきましては500万円を超える取得金額となっております。ここでいいます農林水産物等販売業とは、産業振興促進区域内において生産された農林水産物、または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理をしたものを店舗において、主にほかの地域の者に販売する事業者でございまして、また、情報サービス業等とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等の事業者となつてございます。

次に、第3条は、課税免除の期間を定めたもので、固定資産税を課すべきことになりまず最初の年度以後3年間を対象とするもので、利根町税条例第62条に規定されている固定資産税の税率100分の1.4を免除するものでございます。なお、この課税免除措置における固定資産税の減収分については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定により、普通交付税で補填されるものとなつてございます。

第4条は、課税免除の申請について定めたもので、課税免除の適用を受けようとする場合の手続を規則で定めるものでございます。なお、参考資料として、利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則（案）を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

第5条は、課税免除の取消しを定めたもので、虚偽の申請や第2条の要件を欠くなど、また、課税免除を受けた者が事業を廃止をしたなどと認められるときは、課税免除の取消しを行うものでございます。

第6条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることができる旨を規定するものでございます。

附則でございしますが、第1項は、施行期日でございまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は、利根町企業立地促進条例の一部を改正するもので、本町への企業立地を促進するための企業立地奨励措置につきましては、利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の適用を受けた場合は、立地奨励金は交付しない旨の規定を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第42号について、久保田住民課長。

〔住民課長久保田政美君登壇〕

○住民課長（久保田政美君） それでは、議案第42号 利根町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、裏面に記載のとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードの手数料を徴収する主体が地方公共団体情報システム機構となったことに伴い、個人カードの再交付に係る手数料の規定を削除する必要があるため提案するものでございます。

個人番号カードの発行につきましては、新規の申請時におけます手数料につきましては国庫補助の対象となることから、申請者からは手数料の徴収はしておりません。ただし、カードの紛失等における再交付につきましては、国の補助対象外であることから、再交付手数料を町の条例で定め、申請者から徴収をしておりました。今回、提案理由でも御説明したとおり、法律の改正により、再交付手数料は地方公共団体情報システム機構が徴収することとなったことから、再交付手数料を規定している利根町手数料徴収条例の一部改正が必要となりました。また、今後は機構との委託契約によりまして、手数料の徴収を代行するという形になります。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

左が現行、右が改正案となっております。

現行の第2条の第29号、個人番号カードの再交付に係る手数料1件につき800円を削りまして、次の第30号から第32号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第43号及び議案第44号について、花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、議案第43号 利根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により、特定地域型保育事業所に係る連携施設の確保義務が緩和されたことに伴い、町の基準を改めたいので提案するもの

でございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

左の欄が現行、右の欄が改正案となります。

第42条は、特定教育・保育施設等との連携についての規定となっております。

2 ページ目を御覧ください。

左の現行の欄で、同条第4項では、町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときのみ、同号の規定を適用しないことができるとしておりますが、右の改正案では、連携施設の確保が著しく困難であると認めるときを第2号として規定し、第1号として、保育所等の利用調整において、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう、必要な措置を講じているときを加えるものです。

これは、これまで町の基準においては、特定地域型保育事業者である家庭的保育事業者、小規模保育事業者、事業所内保育事業者は、ゼロ歳から2歳までの保育を実施するものであるため、卒園後の満3歳以降の児童の受け皿となる保育所や幼稚園、または認定こども園などの連携施設を適切に確保しなければならないとされており、連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときのみ、連携施設の確保を不要としておりました。今回はそれに加えて、市町村長が卒園後に保育所などを優先的に利用できるようにするなどの措置を講じている場合についても、連携施設の確保は不要とする改正となります。

町では、通常、保育所等へ入所する際には、保護者から町に入所申込書を提出していただき、保育所等利用調整会議において、利用調整基準に基づき選考し、希望保育所等への入所を決定しておりますが、その利用調整を行う際には、御家族の状況等について点数化し、点数の高い順に入所の調整を行っております。

特定地域型保育事業所を卒園する子供たちについては、3歳以降の入所申込みの際に、調整指数として点数が加点されるように細目を設けてあり、優先的に次の保育所等に入所できるような措置を講じているため、連携施設の確保が不要となりますので、町の基準も改めるものでございます。

第5項は、第4項の改正に伴う文言の追加でございます。

3 ページにまいりまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第43号の説明は以上でございます。

次に、議案第44号 利根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、書類の作成、記録等において電磁的記録に

よる対応が可能になったことに伴い、町の基準を改めたいので提案するものでございます。

内容につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

左の欄が現行、右が改正案となります。

現行の目次、第5章、事業所内保育事業第42条から第48条の次に、右の改正案では、第6章雑則、第49条を加えます。

第6章雑則、電磁的記録第49条において業務負担の軽減と利便性の向上を図るため、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について書面で行うこととしているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

議案第44号の説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第45号について、青木まち未来創造課長。

〔まち未来創造課長青木正道君登壇〕

○まち未来創造課長（青木正道君） それでは、議案第45号 利根町都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

裏面を御覧ください。

まず、提案理由といたしまして、都市公園の利便性の向上を図るため、条例において、一律に禁止をしている都市公園内における物品の販売を許可制としたいので提案するものでございます。

お配りしております、議案第45号参考資料を御覧いただきたいと思います。

利根町都市公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表、横書きの条例の一部を抜粋したものでございます。

表の見方でございますが、左側の欄が現行、右側の欄が改正案でございます。

現行では、第4条、都市公園内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号、第4号及び第10号については、あらかじめ、町長の許可を受けた場合はこの限りでないとするものを、今回、改正案では、第4条ただし書中、第4号の次に第7号を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第45号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第46号について、飯塚防災危機管理課長。

〔総務課長兼防災危機管理課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 議案第46号 利根町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明申し上げます。

提案理由でございますが、消防団員の定数を適正数に改めるほか、字句、名称等を改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

第2条は、団員の定員を230人から190人に改めるものでございます。これは、平成30年以降、団員数は190名を切り、令和3年度の消防団員数は171名であるため、著しく実数と乖離している状況にあります。また、毎年10月1日現在の定員数は、消防団員の公務災害等の負担金の計算における基礎数値として使用されていることから、実数を大きく上回る負担金の支払いを抑えるため、減員するものでございます。

第7条、第8条、第10条につきましては、文言の修正でございます。

第12条は、次のページ表中の本部長及び方面隊長は現在の職にないことから、これらの項を削り、本部員を指導員に改めるものでございます。

第13条は、費用弁償についてですが、第2項の一般職8級相当職は現在存在しないことから、団長から分団長までを一般職6級相当職に、4級及び2級相当職はそれぞれ一般職4級相当職及び一般職2級相当職に修正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとするものでございます。説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第41号から議案第46号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月21日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時30分とします。

午前11時56分休憩

午後 1時30分開議

○議長（新井邦弘君） ただいまの出席議員は10名です。先ほど5番石井公一郎議員から所用により退席するとの届出がありました。

定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第15号、議案第47号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第4号）から日程第21、議案第53号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題として、補足説明を求めます。

まず、議案第47号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第47号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第4号）

につきまして、補足して御説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正でございます。

公用車賃借料、ハイブリット車でございますが、期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額は292万6,000円とするものでございます。

次に、カラー印刷機賃貸借再リースでございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は42万6,000円とするものでございます。

次に、カラー印刷機、スキャナー及びスキャナースタンド賃貸借再リースでございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は7万4,000円とするものでございます。

次に、カラー印刷機保守委託でございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は20万4,000円とするものでございます。

次に、校務ネットワークシステム賃貸借でございますが、期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額は3,005万7,000円とするものでございます。

次に、第3票、地方債補正でございます。変更でございまして、起債の目的で、臨時財政対策債は令和3年度発行可能額の確定により3,800万7,000円を減額し、限度額を2億499万3,000円とするものでございます。

9 ページをお開き願います。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

款1町税、項1町民税、目1個人は1億1,791万4,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響で所得割の減少を見込んでいましたが、国等の様々な支援もあったことにより住民税の減収が少なかったことによる増額でございます。

款9地方特例交付金、目1地方特例交付金は268万8,000円を増額するもので、減収補填特例交付金の令和3年度の交付額決定によるものでございます。

款10地方交付税、目1地方交付税は4億271万2,000円を増額するもので、令和3年度の普通交付税の交付額が決定したことによるものでございます。なお、普通交付税の総額は21億271万2,000円となっております。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金は526万4,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地域の実情に応じて新しい生活様式等への対応を図りながら、きめ細かに必要な事業を実施するための交付金の増額でございます。こちらは、5月臨時会及び6月定例会に提出したものの追加事業分となります。

款15県支出金、目1総務費県補助金は、市町村事務処理特例交付金で1万2,000円を増額するもので、令和3年度分の交付額が決定したことによる増額でございます。

次に、目2 民生費県補助金は90万円を減額するもので、認定こども園施設整備費補助金で、利根大和幼稚園において令和3年度実施予定の防犯カメラ設置事業の事業取下げ申出による減額でございます。

款18繰入金，目1 財政調整基金繰入金は2億9,531万5,000円を減額するものでございます。これは、普通交付税や繰越金の確定により歳入が増額額となったことから、財政調整基金へ繰り戻すものでございます。

10ページをお開き願います。

項2 特別会計繰入金は、目1 国民健康保険特別会計事業勘定繰入金から目5 公共下水道事業特別会計繰入金までの五つの特別会計で総額2,823万4,000円を増額するもので、各特別会計の令和2年度決算に伴い、事業費確定による精算として余剰金を一般会計に繰入れるものでございます。

款19繰越金は1億1,053万1,000円を増額するもので、前年度繰越金でございます。

款20諸収入，目3 雑入は19万6,000円を増額するもので、内訳としまして、広島平和記念式典派遣事業負担金が新型コロナウイルス感染拡大による事業中止により6万円の減額、過年度低所得者保険料軽減負担金追加交付が、介護保険における前年度の軽減対象者の確定による追加交付として7万5,000円の増額、経営転換協力返還金が、協力金支給対象農地の所有者が、農地の一部売却により所有者から返還金として18万1,000円の増額をするものでございます。

款21町債，目1 臨時財政対策債は3,800万7,000円を減額するもので、令和3年度起債発行可能額の確定によるものでございます。

11ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございますが、款1 議会費から款9 教育費までの節2 給料，節3 職員手当等及び節4 共済費の職員給与費につきましては、人事異動に伴うもの、各種手当認定の見直し、職員共済組合負担金率及び追加費用負担率の確定によるものでございますので、それ以外の主なものについて御説明申し上げます。

款1 議会費，目1 議会費は8,000円を増額するもので、職員給与費を除き、事務局費で10万円を増額するものです。こちらは、日本ウェルネススポーツ大学の稲見選手が東京オリンピックのゴルフ競技で銀メダリストになりましたので、議会からのお祝い金として10万円の増額でございます。

款2 総務費，目1 一般管理費は25万3,000円を増額するもので、職員給与費を除き、12ページをお開き願います。職員研修事業で、新型コロナウイルス感染拡大により茨城県市町村振興協会が実施する職員の海外派遣事業が中止になり、特別旅費で5万円を減額、非核平和事業で広島平和記念式典の一般席の設置がされないことが決定されたことによる事業中止により、事業費全額67万4,000円を減額するものでございます。

13ページを御覧ください。

次に、目2秘書広聴費は9万9,000円を増額するもので、特別職事務費で、先ほど議会費でも御説明いたしましたが、日本ウェルネススポーツ大学の稲見選手が東京オリンピックのゴルフ競技で銀メダリストになりましたので、町からのお祝い金として30万円の増額、町長公用車賃貸借の契約差金が確定したことにより20万1,000円の減額をするものです。

次に、目5財産管理費は20万4,000円を増額するもので、共用備品管理でカラー印刷機を再リースすることにしたため、その保守委託料が必要になったことによる増額でございます。

次に、目7地域振興費は46万8,000円を増額するもので、学校跡地利活用事業で小学校の統合により廃校となる学校跡地の利活用について、より多くの町民の意見を聞くため、住民アンケートの実施を行う費用の増額でございます。

次に、目9行政事務改善費は59万2,000円を増額するもので、図書館内住民票等発行窓口新設事業コロナ交付金で、図書館内に住民票発行等の業務を行う窓口を新設するため、基幹系パソコンとプリンターを設置するための費用の増額でございます。

14ページをお開き願います。

項2徴税費、目1税務総務費及び項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は、これは職員給与費の補正となっております。

15ページを御覧ください。

款3民生費、目1社会福祉総務費は579万4,000円を減額するもので、職員給与費を除き、自立支援医療事業で令和2年度の障害者医療国庫負担金確定に伴う返還金で151万7,000円の増額、地域生活支援事業で16ページをお開き願います。令和2年度の障害者総合支援事業費補助金確定に伴う返還金で8万1,000円の増額、障害者福祉サービス事業で、令和2年度の障害児入所給付費等国庫負担金確定に伴う返還金で25万7,000円の増額及び障害者自立支援給付費国庫負担金確定に伴う返還金で79万8,000円の増額、特別児童扶養手当進達事業で、令和2年度の特別児童扶養手当事務取扱交付金確定に伴う返還金で1万6,000円を増額するものでございます。

次に、目3国民年金事務費は職員給与費の補正となっております。

次に、目5医療総務費は490万5,000円を減額するもので、職員給与費を除き、17ページを御覧ください。国民健康保険特別会計繰出金で97万9,000円を増額するもので、国民健康保険業務に携わる職員の人件費の増額に伴う町負担の繰出しでございます。

次に、目8介護保険費は60万4,000円を増額するもので、介護保険特別会計繰出金で48万円の増額をします。こちらは、包括支援センター職員人件費の増額及び令和2年度の低所得者保険料軽減負担金確定による増額に伴う町負担の繰出し、介護サービス事業特別会計繰出金で12万4,000円の増額をするもので、包括支援センターにおける会計年度職員において、退職予定者の継続雇用により期末手当の増額が伴いましたので、こちらを町負担により繰り出すものでございます。

次に、目10保健福祉センター費は、職員給与費の補正となっております。

18ページをお開き願います。

次に、目11後期高齢者医療費は、職員給与費の補正となっております。

19ページを御覧ください。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、職員給与費の補正となっています。

目2児童措置費は135万円を減額するもので、保育所等補助金事業は、歳入でも説明しましたが、利根大和幼稚園において令和3年度実施予定の防犯カメラ設置事業の事業取下げ申出による減額でございます。

款4衛生費、目1保健衛生総務費は416万1,000円を増額するもので、職員給与費を除き、20ページをお開き願います。保健衛生事務費で91万4,000円を増額するもので、令和2年度の取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費確定に伴う利根町負担分の負担金を増額するものでございます。

次に、目4環境衛生費は1,010万2,000円を増額するもので、職員給与費を除き、21ページを御覧ください。利根町営ドッグラン建設事業コロナ交付金で990万円を増額するもので、コロナ収束後の新たなコミュニティー形成の場を提供するため、上曽根運動公園内に町営のドッグランを整備するための費用を増額するものでございます。

次に、項2清掃費、目1清掃総務費及び款5農林水産業費、目1農業委員会費は、職員給与費の補正となっています。

22ページをお開き願います。

次に、目2農業総務費は、職員給与費の補正となっています。

次に、目3農業振興費は18万2,000円を増額するもので、機構集積協力金交付事業は、歳入でも説明しましたが、経営転換協力金支給対象農地の所有者が、農地の一部売却により機構への返還金として増額をするものでございます。

次に、目6農村環境整備事業費は433万円を増額するもので、利根親水公園維持管理事業で公園内の古代ハスを保全するため、ハスの新芽を好物とするアカミミガメの池への侵入を防ぐ金網を池の縁へ設置する工事請負費を増額するものでございます。

23ページを御覧ください。

款6商工費、目1商工総務費は10万9,000円を減額するもので、職員給与費を除き、消費者行政推進事業で2,000円を増額するもので、消費者行政の周知啓発を推進するため、消費生活相談員がP I O - N E Tの導入セミナーを受講するための研修負担金を増額するものでございます。

次に、目2商工振興費は988万9,000円を増額するもので、町なか商店街活性化事業で、インキュベーション施設として、現在町で借り上げている利根ニュータウン商店街の空き店舗についての改修工事、補修用材料費及び施設で使用する備品購入費の増額でございます。

24ページをお開き願います。

次に、目3 観光費は450万円を減額するもので、観光事業で新型コロナウイルス感染拡大により利根町民納涼花火大会が中止になったため、利根町観光協会補助金を減額するものでございます。

なお、財源に過疎対策事業債を充てていくことにより、地方債を340万円減額しておりますが、これについては、款9 教育費、項1 教育総務費、目3 語学指導事業費の語学指導事業に財源の組替えを行っております。

款7 土木費、目1 道路橋梁総務費は、職員給与費の補正となっております。

次に、目2 道路維持費は198万円を増額するもので、道路改良工事事業で町道112号線道路改良工事に伴い、仮設工の設計、25ページを御覧ください。及び家屋調査が必要になったことによる委託料の増額でございます。

次に、項3 都市計画費、目1 都市計画総務費は、職員給与費の補正となっております。

次に、目2 公園費は372万円を増額するもので、公園事務事業コロナ交付金で親水公園のさらなる利活用の推進及び利用者の安心安全を確保するため、公園内に公園灯5基設置する工事請負費の増額でございます。

款9 教育費、目2 事務局費は、職員給与費の補正となっております。

26ページをお開き願います。

次に、目3 語学指導事業費は財源の組替えで、先ほど款6 商工費、目3 観光費で御説明したとおり、過疎対策事業債の予算の組替えでございます。

次に、目4 教育研究指導費は41万8,000円を増額するもので、職員給与費を除き、いじめ防止対策推進事業で33万円を増額するもので、いじめ問題等に関する困難事例などを迅速に解決するため、法的観点からも弁護士の対応が必要であることから、弁護士相談等業務委託料を増額するものでございます。

27ページを御覧ください。

次に、項2 小学校費、目1 学校管理費及び項3 中学校費、目1 学校管理費は、職員給与費の補正となっております。

28ページをお開き願います。

次に、項4 社会教育費、目1 社会教育総務費は、職員給与費の補正となっております。

款11 諸支出金、目1 財政調整基金費は1億526万6,000円を増額するもので、地方財政法第7条の規定により、前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるものでございます。

29ページを御覧ください。

次に、目6 利根町都市計画事業基金費は104万6,000円を増額するもので、令和2年度分の都市計画税収納額の確定により、都市計画区域内の下水道整備に係る起債償還分を除いた額を基金に積み立てるものでございます。

次に、目 7 利根町防災基金費は 9 万 9,000 円を増額するもので、これは地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度まで個人住民税均等割に 1,000 円加算されており、このうち、令和 2 年度個人住民税の均等割の 500 円の加算分の額が確定したので、利根町防災基金に積み立てるものでございます。

次に、目 9 利根町公共公益施設維持整備基金費が 1 億 9,999 万 9,000 円を増額するもので、庁舎をはじめ各施設の老朽化が進んでおり、今後の改修に備えるため、基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第 48 号について、直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第 48 号 令和 3 年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

歳入でございますが、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で 97 万 9,000 円を増額でございます。これは、職員の人事異動に伴う職員給与費等の繰入金を増額するものでございます。

次に、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金で 2,000 万円を減額するもので、前年度の繰越金の確定により、歳入歳出差引きの余剰金が出ましたので、当初繰入分の一部を基金へ繰り戻すものでございます。

款 5 繰越金、目 3 繰越金で 6,117 万 2,000 円を増額するものでございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

7 ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございますが、款 1 総務費、目 1 一般管理費で 97 万 9,000 円を増額でございます。これは、職員の人事異動に伴う給与費でございます。

款 7 基金積立金、目 1 財政調整基金費で 3,453 万 4,000 円を増額するものでございます。これは、利根町国民健康保険特別会計財政調整基金条例第 2 条第 2 項の規定によりまして、前年度の繰越金の 2 分の 1 以上の金額を基金へ積み立てるものでございます。

8 ページをお開き願います。

款 8 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金で 379 万 4,000 円を増額するものでございます。これは、令和 2 年度災害臨時特例補助金返還金で 10 万 2,000 円と、特定健康診査等負担金は当初申請見込みは 1,834 人と見込んでおりましたが、実績では 908 人と 926 人の減数によりまして、精算により超過分の返還するもので、369 万 2,000 円を返還するものでございます。

次に、款 2 繰出金、目 2 一般会計繰出金 284 万 4,000 円を増額するものでございます。これは、令和 2 年度職員給与費等繰入金と出産育児一時金等繰入金を、精算に伴い、超過と

なった繰入金を一般会計に返還するものでございます。

事業勘定は以上でございます。

続きまして、施設勘定について御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

歳入でございますが、款4繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で475万5,000円を減額するもので、前年度の繰越金の確定により、歳入歳出差引きの余剰金が出ましたので、基金繰入金の一部を繰り戻すものでございます。

款5繰越金、目1繰越金で950万6,000円を増額するものでございます。前年度からの繰越金でございます。

15ページを御覧ください。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費は2,000円を減額するもので、職員の人事異動に伴う職員給与費等の減額でございます。

款3基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金費で475万3,000円を増額するものです。前年度の繰越金の2分の1を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第49号及び議案第50号について、飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第49号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款5繰越金、目1繰越金で1,789万6,000円を増額です。これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1下水道費、目1公共下水道建設事業費で1,431万9,000円を増額でございます。これは、4月の人事異動及び共済負担金の確定に伴い、節2給料、節3職員手当等、節4共済費で487万円の増額です。また、節24積立金で、利根町公共下水道事業特別会計財政調整基金条例第2条第2項に基づき、繰越金のうち2分の1以上の944万9,000円を財政調整基金へ積立てするものでございます。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で4万3,000円の減額でございます。これは、4月の人事異動及び共済負担金の確定に伴い、節2給料、節3職員手当等、節4共済費で4万3,000円の減額となるものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款3諸支出金、目1一般会計繰出金で362万円の増額でございます。これは、節27繰出金で、前年度繰越金補正額1,789万6,000円から、基金積立補正額944万9,000円と、給料、職員手当等、共済費の今回の補正予算歳出分482万7,000円を差し引いた362万円を一般会

計に繰出しするものでございます。

議案第49号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第50号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款3繰入金、目1財政調整基金繰入金で17万円の減額です。これは、令和2年度の予算が確定し、余剰金が出たためでございます。

次に、款4繰越金、目1繰越金で34万1,000円の増額です。これは、前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございますが、款1霊園事業費、目1事業費で17万1,000円の増額でございます。これは、利根町営霊園事業特別会計財政調整基金条例第2条第2項の規定により、前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金より積立てするものでございます。

議案第50号の補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第51号及び議案第52号について、三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第51号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の6ページをお開き願います。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は140万1,000円を増額するものです。こちらは、前年度の給付額確定に伴う追加交付分でございます。

次に、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金で8,000円を増額するものです。こちらは、健康づくり推進指導員の勤務日数が増えたことにより、期末手当が増額となったため、そのうちの20%が補助対象となるものです。

次に、目3地域支援事業交付金で75万4,000円を増額をするものです。こちらは、人事異動等に伴う職員手当の見直し、共済負担金の確定によるもので、その38.5%が補助対象となるものです。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金で523万7,000円を増額をするものです。こちらは、前年度の給付額確定に伴う追加交付分です。

次に、目2地域支援事業支援交付金で1万1,000円を増額をするものです。こちらは、健康づくり推進指導員の勤務日数が増えたことにより、期末手当が増額となったためです。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金で116万4,000円を増額をするものです。こちらは、前年度給付額確定に伴う追加交付分です。

次に、項3県補助金、目1地域支援事業交付金で5,000円を増額をするものです。こちらは、健康づくり推進指導員の勤務日数が増えたことにより、期末手当が増額となり、その12.5%を県からの交付を受けるためのものです。

次に、目 2 地域支援事業交付金で37万7,000円の増額をするものです。こちらは、人事異動等に伴う職員手当の見直し、また、共済負担金の確定によるもので、その19.25%を県からの交付を受けるためのものです。

7 ページをお願いします。

款 6 繰入金，項 1 一般会計繰入金，目 3 地域支援事業繰入金で5,000円の増額をするものです。こちらは、健康づくり推進指導員の勤務日数が増えたことにより、期末手当が増額となり、その12.5%を町が負担するためのものです。

次に、目 4 地域支援事業繰入金で37万7,000円の増額をするものです。こちらは、人事異動等に伴う職員手当の見直し、また、共済負担金の確定によるもので、その19.25%を町が負担するためのものです。

次に、目 5 低所得者保険料軽減繰入金で 9 万8,000円の増額をするものです。こちらは、一般会計に交付された国庫及び県からの負担金について、町負担分を合わせて介護保険特別会計に繰入れをするものです。

次に、款 7 繰越金，項 1 繰越金で420万8,000円の増額をするものです。こちらは、前年度決算額確定に伴う繰越金です。

次に、歳出でございますが、8 ページをお開き願います。

款 3 地域支援事業費，項 1 包括的支援事業・任意事業費，目 1 総務費で196万円の増額をするものです。こちらは、人事異動及び新規採用に伴う職員手当の見直し、また、共済負担金の確定によるものです。

次に、項 3 一般介護予防事業費で 4 万4,000円の増額をするものです。こちらは、健康づくり推進指導員の勤務時間が増えたことにより、期末手当が増額となったためです。

9 ページをお願いします。

款 5 基金積立金，項 1 基金積立金，目 1 介護給付費基金積立金で2,455万8,000円の増額をするものです。こちらは、前年度の精算に伴う基金への積立金です。

次に、款 6 諸支出金，項 1 償還金及び還付加算金，目 2 償還金で907万3,000円の増額をするものです。こちらは、前年度の精算に伴う国、県及び支払基金への返還金です。

次に、項 2 繰出金，目 1 一般会計繰出金で1,581万円の増額をするものです。こちらは、前年度分の精算に伴う町への返還金です。

議案第51号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第52号 令和 3 年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

最初に、歳入でございますが、議案書の 4 ページをお開き願います。

款 2 繰入金，項 1 一般会計繰入金で12万4,000円を増額するものです。こちらは、会計年度任用職員新規入職者の入職時期が未定であり、退職予定者の継続雇用に伴う期末手当の予算が必要となるため、一般会計からの繰入れをするものでございます。

次に、款 3 繰越金，項 1 繰越金で176万1,000円を増額するものでございます。こちらは、令和 2 年度の繰越金で余剰金を繰出し、一般会計に精算するものです。

次に、歳出でございますが、 5 ページをお願いします。

款 1 サービス事業費，項 1 居宅介護予防支援事業費で12万4,000円を増額するものです。こちらは、先ほど歳入でも説明いたしましたが、会計年度任用職員新規入職者の入職時期が未定であり、退職予定者の継続雇用に伴う期末手当の予算が必要となるための増額です。

次に、款 2 諸支出金，項 1 繰出金，目 1 一般会計繰出金で176万1,000円を増額するものです。こちらは、令和 2 年度の決算額確定に伴う一般会計の精算分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第53号について、直江保険年金課長。

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第53号 令和 3 年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、令和 2 年度の後期高齢者医療事業の精算確定に伴い、関係諸費を増額するものでございます。

最後の 4 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款 4 繰越金，目 1 繰越金で419万9,000円を増額するものでございます。こちらは、前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款 3 諸支出金，項 2 繰出金，目 1 一般会計繰出金で419万9,000円を増額するものでございます。こちらは、令和 2 年度の決算確定に伴う一般会計への精算分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第47号から議案第53号までの 7 件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の 9 月 21 日に質疑，討論，採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第22，議案第54号 財産の取得についてを議題とし、補足説明を求めます。

飯塚防災危機管理課長。

〔総務課長兼防災危機管理課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） 議案第54号 財産の取得についてを補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、下記のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

1, 取得する財産。小型動力消防ポンプ積載車, 2, 取得金額774万9,670円, 3, 契約の相手方, 茨城県土浦市虫掛3314番地の1, 株式会社土浦消防センター, 代表取締役中島大輔でございます。

契約の詳細につきましては、参考資料として、物品購入契約書の写し及び入札執行表の写しを添付しております。

説明は以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第54号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月21日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第23, 議案第55号 令和2年度利根町一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第29, 議案第61号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を一括議題にします。

お諮りします。

議案第55号から議案第61号までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ここで、代表監査委員に審査意見の報告を求めます。

五十嵐 弘代表監査委員。

〔代表監査委員五十嵐 弘君登壇〕

○代表監査委員（五十嵐 弘君） 監査委員の五十嵐でございます。令和2年度利根町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果について御報告いたします。

審査は、去る7月29日、7月30日及び8月3日の3日間にわたり、役場庁舎の会議室において、議会選出の若泉昌寿監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定に基づき実施しました。

審査対象は、令和2年度利根町一般会計歳入歳出決算及び令和2年度利根町特別会計歳入歳出決算でございます。

特別会計は、国民健康保険特別会計が事業勘定と施設勘定の2会計、公共下水道事業特

別会計，町営霊園事業特別会計，介護保険特別会計，介護サービス事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の7会計でございます。

審査に当たっては，町長から提出された歳入歳出決算に関する各書類が地方自治法，町条例及び関係諸法令に準拠して，適正に作成されているかどうか，予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかに主眼を置き，関係職員の説明を聴取，併せて例月出納検査並びに定期監査の結果に基づき行いました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書，同決算事項別明細書，実質収支に関する調書及び財産に関する調書は，地方自治法，町条例及び関係諸法令に準拠して作成されており，かつその計数は，関係帳簿並びにその他証書類と照合した結果，誤りのないものと認められ，予算の執行及び関連する事務は，適正に処理されております。

次に，今回の決算審査のまとめを述べさせていただきます。

令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い，多くの事業が中止を余儀なくされたものの，新型コロナウイルス感染症の影響を受けている全町民への特別定額給付金の給付や，国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等，交付金を活用し町独自の施策として，感染拡大の防止，雇用の維持と事業の継続，経済活動の回復などを目的とした各種事業が実施されています。

新規事業主要事業として，シティプロモーション事業においては，町の認知度向上や関係人口及び交流人口の増加を目的として，都営地下鉄浅草線の車内で町のキャッチコピーを掲載した交通広告を掲示し，都心通勤者などへ向けて，町のPRが実施されています。

妊娠出産祝品支給事業においては，令和2年度から産前産後の母親の不安軽減や子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として，妊娠時に母乳育児用品を支給し，出産後には町内共通商品券を支給することにより，子育て世代への支援が実施されております。

商店街再生事業においては，町内商店街の再生や地域のにぎわいの創出を図るため，とねまち未来ラボを発足し，空き店舗を活用したインキュベーション施設の整備や地域のにぎわいづくりにつながる取組の検討を開始するなど，若い世代が中心となったまちづくりが推進されています。

GIGAスクールICT環境整備事業及び教育ICT推進事業においては，小中学校内の通信ネットワークを構築するとともに，1人1台のタブレットパソコンの整備を実施し，また，学校及び各家庭で利用可能なオンライン学習に対応した学習支援システムを導入することにより，子供たちの学習指導の充実が図られています。

防災対策事業では，避難所として利用頻度の高い公共施設などへの公共無線LANを設置したことにより，災害発生時に町民が必要とする情報の入手及び発信の手段が確保されました。また，避難所防災活動支援として，各区に対して，災害時の避難所開設における分散避難体制の構築及び町内各地区における防災活動に関する感染防止対策を行う経費を補助したことにより，新型コロナウイルス感染症の影響により感染対策が必要な状況にお

いても分散避難が可能となり、災害時の避難先の選択肢が増えるなど、町の防災力の向上につながっています。

一般会計歳入歳出決算については、歳入合計82億1,794万6,000円、歳出合計79億8,329万3,000円で、歳入歳出差引残額は2億3,465万3,000円となっております。翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は2億1,053万2,000円となっております。一般会計分の基金は、令和2年度末現在高が20億2,622万2,000円で、前年度末と比べて1億1,047万5,000円の増となっております。

町の財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率については、令和2年度は88.5%で、前年度と比較すると5.3ポイント改善しているものの、事業の優先度を精査し、経常経費の縮減に努めるほか、歳入歳出の両面から常に創意工夫を図りながら財政運営に当たられるようお願いします。

一般会計の歳入は、前年度と比較すると特別定額給付金事業により国庫支出金が大幅に増加しており、歳入全体では25億4,663万3,000円の増加となっております。

次に、歳出について、前年度と比較すると新型コロナウイルス感染症対応として、総務費、衛生費、商工費及び教育費が大幅に増加し、農林水産費のみ減少しており、歳出全体では25億4,288万5,000円の増加となっております。新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くことから、限られた財源を有効活用して、社会課題の変化に対応するようお願いします。

特別会計歳入歳出決算については、七つの特別会計の歳入合計46億2,665万7,000円、歳出合計44億8,849万4,000円、歳入歳出差引残額は1億3,817万3,000円となっております。翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は1億3,789万1,000円となっております。また、特別会計分の基金は、令和2年度末現在高が9億4,900万5,000円で、対前年度比1,802万1,000円のプラスとなっております。

七つの特別会計の収入未済額合計は6,501万4,000円で、前年度と比較すると613万5,000円減少していますが、引き続き収入未済額の圧縮に向けて効果的な取組を推進し、町税の確保をお願いします。

末尾に当たり、新型コロナウイルス感染症の流行は一向に収まる気配が見えない中、町の財政状況はさらに厳しくなることが予想されます。このような状況下の事務事業の執行に当たっては、柔軟かつ臨機応変な対応が必要となります。職員全員が利根町の現状と課題を十分に認識し、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向けて、よりよい住民サービスの提供に取り組まれることを期待します。

以上、決算審査報告を終わります。

○議長（新井邦弘君） 審査意見の報告が終わりました。

議案第55号から議案第61号までの7件は、議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置して付託することとし、今定例会最終日の9月21日に

討論，採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これから決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 2 分休憩

午後 2 時 4 5 分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

決算審査特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長，船川京子議員，副委員長，井原正光議員，以上であります。

ここで、委員長の挨拶をお願いいたします。

船川京子決算審査特別委員会委員長。

〔決算審査特別委員会委員長船川京子君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（船川京子君） 委員長を務めさせていただきます船川京子です。誠実に真剣に取り組んでまいりますので、どうか皆様よろしくお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 挨拶が終わりました。

決算審査特別委員会の日程は、お手元に配付した決算審査特別委員会日程のとおりであります。十分なる審査の上、今定例会最終日に委員会審査の経過及び結果の報告をされますようお願いいたします。

ここで、福祉課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） 先ほど、議案第51号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）の中で、歳入の部分なのですが、7ページでございます、7ページの款7繰越金，項1繰越金で、私，420万8,000円の増額というふうに申し上げてしまったんですが、こちら正しくは4,200万8,000円の誤りでした。訂正をさせていただきます。

大変申し訳ございませんでした。

○議長（新井邦弘君） 日程第30，議案第62号 和解及び損害賠償額の決定についてを議題とし、補足説明を求めます。

蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） それでは、議案第62号 和解及び損害賠償額の決定について、補足して御説明申し上げます。

事故の概要ですが、令和3年6月29日に利根緑地運動公園の除草作業を行うため、土手、天場の進入ゲートを解錠し、大型草刈り機及び公用車4台の車両が通過後に施錠して除草作業開始しました。同日午後4時頃、進入ゲートは施錠されているにもかかわらず、2台の乗用車が除草作業中の大型草刈り機の前を通過し、大型草刈り機から飛んだ小石で、2台のうち1台の乗用車の後部ガラスを破損した事故が発生しました。

和解の相手方でございますが、記載のとおりでございます。

和解条項につきましては、利用者に過失があるため、1、本事故に係る過失の割合は、町が5割、相手方が5割とし、町は相手方に対し、損害賠償金として18万2,875円を支払う。2、町及び相手方は、互い本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権債務を有しない。3、相手方は、その余り請求を放棄する。

以上、3点の和解条項で相手方と協議が整いましたので、裏面をお願いします。当該事故に係る和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第62号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月21日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第31、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、補足説明を求めます。

久保田住民課長。

〔住民課長久保田政美君登壇〕

○住民課長（久保田政美君） それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くため、提案するものでございます。

諮問の内容でございますが、人権擁護委員の推薦者として下記の者を推薦したいので議会の意見を求める。

- 1、住所、利根町もえぎ野台五丁目10番地9号。
- 2、氏名、福田澄子。
- 3、生年月日、昭和28年4月11日。

なお、今回の推薦につきましては、伊藤幸子委員の任期が令和3年12月31日で満了となり今回退任することから、新たに人権擁護委員を推薦するものでございます。

なお、略歴につきましては、参考資料を御参照いただければと思います。

説明につきましては以上です。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

諮問第1号は、調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の9月21日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第32、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日9月3日から9月6日までの4日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回9月7日も午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時52分散会